

標題

ディーゼルエンジンのNOx 放出量相当確認等業務について(日本籍船舶)

ClassNK

テクニカル インフォメーション

No. TEC-0609
発行日 2004年11月26日

各位

2004年4月21日に「海洋汚染等および海上災害の防止に関する法律」(以下「改正海防法」という)が公布されました。これに伴い、2000年1月1日以降に建造された日本籍船舶に搭載される定格出力が130kWを超える原動機については、改正海防法に基づき、「国際大気汚染防止原動機証書に相当する証書」(以下「相当原動機証書」という)を法律施行日(2005年5月19日)までには取得するよう義務付けられます。

今般、弊会は、改正海防法の対象となる原動機について、原動機の放出量確認、原動機取扱手引書(テクニカルファイルと同義)の承認および国際大気汚染防止原動機証書(EIAPP 証書と同義)の発行業務に関する認可を国土交通省より取得いたしました。

これにより、弊会は、改正海防法が施行されるまでの間、改正海防法附則第二条並びに第六条に基づいて、「原動機の放出量確認に相当する確認」(以下「放出量相当確認」という)、「原動機取扱手引書に相当する図書」(以下「相当手引書」という)の承認、および相当原動機証書の交付を行います。なお、この相当原動機証書は、2005年5月19日以降は、国際大気汚染防止原動機証書とみなされます。

放出量相当確認、相当手引書の承認および相当原動機証書の交付(以下「放出量相当確認等」という)の手順は、従前より弊会が実施しているNOx 鑑定業務と同様であり、その技術的な内容は、1997年のMARPOL 73/78 締約国会議において決議2として採択されたNOx テクニカルコードに準拠しております。

放出量相当確認等の申し込み方法を以下に示します。

1. 対象となる原動機がEIAPP 証書に相当する鑑定書を有していない場合
弊会所定の申込書(APP-EIAPP(J))に必要事項をご記入の上、次に示す資料各3部を添えて、最寄の弊会支部または事務所にご提出ください。
 - (1) 原動機の製造仕様書(ただし、別途提出される場合を除く)
 - (2) 原動機の構造および配置を示す図面(ただし、別途提出される場合を除く)
 - (3) 原動機の使用材料を示す書類(ただし、別途提出される場合を除く)
 - (4) 対象原動機の範囲を示す資料
 - (5) 代表原動機においては、選択基準を示す資料
 - (6) 相当手引書
 - (7) 代表原動機においては、NOx 計測方案

(次頁に続く)

NOTES:

- ClassNK テクニカル・インフォメーションは、あくまで最新情報の提供のみを目的として発行しています。
- ClassNK 及びその役員、職員、代理もしくは委託事業者のいずれも、掲載情報の正確性及びその情報の利用あるいは依存により発生する、いかなる損失及び費用についても責任は負いかねます。
- バックナンバーは ClassNK インターネット・ホームページ(URL: www.classnk.or.jp)においてご覧いただけます。

2. 対象となる原動機が EIAPP 証書に相当する鑑定書を有する場合
弊会所定の申込書 (APP-EIAPP (J)) に必要事項をご記入の上、次に示す資料を添えて、最寄の弊社支部または事務所にご提出ください。その際、申込書の「申込区分」は“新規”とし、「添付書類」のその他の欄に“鑑定書(鑑定書 No.)”をご記入ください。
なお、この場合には、原則的に放出量相当確認は行わず、鑑定内容に基づいて相当原動機証書が交付されます。
- (1) 鑑定書
 - (2) テクニカルファイル

申込書は、以下のアドレスより最新のもの入手ください。

http://www.classnk.or.jp/hp/download/dl_applij.asp

なお、日本政府以外の主官庁からは、現時点で相当証書の交付に関する特別な指示は受けていないことを申し添えます。

本件に関してご不明な点は、以下の部署にお問い合わせください。

財団法人 日本海事協会 (ClassNK)
本部 管理センター 機関部
住所: 東京都千代田区紀尾井町 4-7 (郵便番号 102-8567)
Tel.: 03-5226-2022
Fax: 03-5226-2024
E-mail: mcd@classnk.or.jp